第四項の表多良間ＤＭＥの項中「平成15年10月10日から供用再開」を「平成27年５月28日から平成27年９月16日まで供用休止」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年五月二十八日から施行する。ただし、第三項の表東京２２１ＬＳの項の改正規定は、同年六月二十五日から施行する。

○国土交通省告示第六百二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月三十日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	東北縦貫自動車道弘前線			
道路の区域				
区	間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
岩手県紫波郡矢巾町大字上矢次第一地割三〇八番から同県紫波郡矢巾町大字煙山第一九地割七九番一〇まで		前	最大 一八〇 最小 五一	三三六
		後	最大 三一二 最小 六六	

○国土交通省告示第六百三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月三十日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	東北縦貫自動車道弘前線			
道路の区域				
区	間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
郡山市大槻町字中ノ平二七七番二から同市片平町庚坦原一四番六八〇まで		前	最大 五〇 最小 二六	一、〇八八
		後	最大 一八四 最小 二六	

○国土交通省告示第六百四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月三十日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	第一東海自動車道			
道路の区域				
区	間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
浜松市東区有玉西町字地蔵平七七五番五から同市東区有玉西町字地蔵平七七五番四まで		前	最大 一一四 最小 六九	一一六
		後	最大 二四六 最小 六九	

○国土交通省告示第六百五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月三十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	東九州自動車道			
道路の区域				
区	間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野字六江八七八番六から同県東諸県郡国富町大字塚原字原田一三二九番三まで		前	最大 六四 最小 二六	五二六
		後	最大 二四〇 最小 三五	

○国土交通省告示第六百六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年二月十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十七年四月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ―2673 一酸化炭素等発散防止装置　ＵＤトラックス　ＱＰＧ―ＧＨ１１ＴＩＡ	ＵＤトラックス株式会社　埼玉県上尾市大字壱丁目１番地
ＵＤトラックス　ＱＰＧ―ＣＤ５＊＊、ＵＤトラックス　ＱＰＧ―ＣＶ５＊＊、ＵＤトラックス　ＱＰＧ―ＣＷ５＊＊、ＵＤトラックス　ＱＰＧ―ＣＧ５＊＊	

○国土交通省告示第六百七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年二月十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十七年四月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
特定装置の種類、名称及び型式	
㊒Ｇ―2672 一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ―２ＮＲ－ＦＫＥ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
トヨタ　ＤＢＡ―ＮＲＥ１６１、トヨタ　ＤＢＡ―ＮＲＥ１６１Ｇ	

○国土交通省告示第六百八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年二月十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十七年四月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
特定装置の種類、名称及び型式	
㊒Ｇ―2671 一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ―ＮＤＰ５―ＤＢＡ１	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号
マツダ　ＤＢＡ―ＮＤ５ＲＣ	